

大垣市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条による改正（大垣市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）

改正案	現 行																														
第5条の6の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 3 略 （軽自動車税の税率の特例） 第19条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第5条の6の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 3 略 （軽自動車税の税率の特例） 第19条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<table><tr><td>第66条第2号</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>ア</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table>	第66条第2号	3,900円	4,600円	ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第66条第2号	3,900円	4,600円																													
ア	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第	2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する																														

改正案			現 行		
66条の規定の適用については、当該軽自動車<u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			第66条の規定の適用については、当該軽自動車<u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
第2号ア	3,900円	1,000円	第66条第2号 ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
第2号ア	3,900円	2,000円	第66条第2号 ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に<u>掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に<u>規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		

改正案			現 行		
第2号ア	3,900円	3,000円	第66条第2号 ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円

第2条による改正（大垣市税条例（昭和25年条例第24号））

改正案	現 行
（納税証明事項） 第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の8第1項（第32条の9第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の11第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第34条の7、第48条、<u>第65条の7第1項</u>、第67条第2項若しくは第3項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第140条第1項、第145条第3項又は第154条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の	（納税証明事項） 第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の8第1項（第32条の9第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の11第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第34条の7、第48条、第67条第2項若しくは第3項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第140条第1項、第145条第3項又は第154条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1

改正案	現 行
区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第65条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書に係る税額</u> (第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第65条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (法人税割の税率) 第26条の5 法人税割の税率は、<u>100分の6</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第64条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項に規</u>	号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書に係る税額</u> (第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (法人税割の税率) 第26条の5 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第64条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</u> <u>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u> 3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって、軽自動車税を課することができない者である場合におい</u>

改正案	現 行
定にかかわらず、その使用者に課する。 ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。 <u>(軽自動車税のみなす課税)</u> 第65条 <u>軽自動車等の売買契約において</u> <u>売主が当該軽自動車等の所有権を留保</u> <u>している場合には、軽自動車税の賦課</u> <u>徴収については、買主を前条第1項に規</u> <u>定する三輪以上の軽自動車の取得者</u> <u>(以下この節において「三輪以上の軽</u> <u>自動車の取得者」という。)</u>又は<u>軽自動</u> <u>車等の所有者とみなして、軽自動車税</u> <u>を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約</u> <u>に係る軽自動車等について、買主の変</u> <u>更があったときは、新たに買主となる</u> <u>者を三輪以上の軽自動車の取得者又は</u> <u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自</u> <u>動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者</u> <u>等(以下この項において「販売業者等」</u> <u>という。)</u>が、その製造により取得した <u>三輪以上の軽自動車又はその販売のた</u> <u>めその他運行(道路運送車両法第2条第</u> <u>5項に規定する運行をいう。次項におい</u> <u>て同じ。)</u>以外の目的に供するため取得 <u>した三輪以上の軽自動車について、当</u> <u>該販売業者等が、法第444条第3項に規</u> <u>定する車両番号の指定を受けた場合</u> <u>(当該車両番号の指定前に第1項の規</u> <u>定の適用を受ける売買契約の締結が行</u> <u>われた場合を除く。)</u>には、当該販売業 <u>者等を三輪以上の軽自動車の取得者と</u>	ては、その使用者に課する。ただし、 公用又は公共の用に供する<u>もの</u>につい ては、これを課さない。 <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に</u> <u>対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> 第64条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽</u> <u>自動車等のうち、直接その本来の事業</u> <u>の用に供する救急用のものに対して</u> <u>は、軽自動車税を課さない。</u> <u>(軽自動車税の課税免除)</u> 第65条 <u>商品であつて使用しない軽自動</u> <u>車等に対しては、軽自動車税を課さな</u> <u>い。</u>

改正案	現 行
<u>みなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車</u> <u>を取得した者が、当該三輪以上の軽自</u> <u>動車を法の施行地内に持ち込んで運行</u> <u>の用に供した場合には、当該三輪以上</u> <u>の軽自動車を運行の用に供する者を三</u> <u>輪以上の軽自動車の取得者とみなし</u> <u>て、環境性能割を課する。</u> <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に</u> <u>対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> <u>第65条の2 日本赤十字社が所有する軽</u> <u>自動車等のうち、直接その本来の事業</u> <u>の用に供する救急用のものに対して</u> <u>は、軽自動車税を課さない。</u> <u>(種別割の課税免除)</u> <u>第65条の3 商品であって使用しない軽</u> <u>自動車等に対しては、種別割を課さな</u> <u>い。</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第65条の4 環境性能割の課税標準は、三</u> <u>輪以上の軽自動車の取得のために通常</u> <u>要する価額として施行規則第15条の10</u> <u>に定めるところにより算定した金額と</u> <u>する。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第65条の5 次の各号に掲げる三輪以上</u> <u>の軽自動車に対して課する環境性能割</u> <u>の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項におい</u> <u>て準用する場合を含む。)の規定の適</u> <u>用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項におい</u> <u>て準用する場合を含む。)の規定の適</u> <u>用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受</u> <u>けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第65条の6 環境性能割の徴収について</u> <u>は、申告納付の方法によらなければなら</u>	

改正案	現 行
<u>ない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第65条の7 環境性能割の納税義務者は、</u> <u>法第454条第1項各号に掲げる三輪以上</u> <u>の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定</u> <u>める時又は日までに、施行規則第33号の</u> <u>4様式による申告書を市長に提出すると</u> <u>ともに、その申告に係る環境性能割額を</u> <u>納付しなければならない。</u> <u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性</u> <u>能割の納税義務者を除く。)は、法第454</u> <u>条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該</u> <u>各号に定める時又は日までに、施行規則</u> <u>33号の4様式による報告書を市長に提出</u> <u>しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する</u> <u>過料)</u> <u>第65条の8 環境性能割の納税義務者が前</u> <u>条の規定により申告し、又は報告すべき</u> <u>事項について正当な事由がなくて申告</u> <u>又は報告をしなかった場合には、その者</u> <u>に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長</u> <u>が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において</u> <u>発する納入通知書に指定すべき納期限</u> <u>は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第65条の9 市長は、公益のため直接専用</u> <u>する三輪以上の軽自動車又は第72条第1</u> <u>項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上の</u> <u>ものに限る。)のうち必要と認めるもの</u> <u>に対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免</u> <u>を受けるための手続その他必要な事項</u> <u>については、規則で定める。</u> <u>(種別割の税率)</u> <u>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に</u> <u>対して課する種別割の税率は、1台につ</u>	(軽自動車税の税率) 第66条 軽自動車税の税率は、次の各号

改正案	現 行
いて、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 <u>ア 軽自動車</u> <u>(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u> <u>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</u> <u>(ウ) 四輪以上のもの</u> <u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u> (3) 略 (種別割の賦課期日及び納期) 第67条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から5月31日までとする。 3 略 (種別割の徴収の方法) 第67条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告) 第69条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様	に掲げる軽自動車等に対し1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 <u>ア 軽自動車</u> <u>二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u> <u>三輪のもの 年額 3,900円</u> <u>四輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u> (3) 略 (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第67条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から5月31日までとする。 3 略 (軽自動車税の徴収の方法) 第67条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第69条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用

改正案	現 行
式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 <u>第65条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (種別割に係る不申告等に関する過料) 第70条 軽自動車等の所有者等又は第65	者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 <u>第64条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

改正案	現 行
条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 2～3 略 (種別割の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)～(3) 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第72条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者が年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）	第70条 軽自動車等の所有者等又は第64条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 2～3 略 (軽自動車税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免することができ<u>る</u>。 (1)～(3) 略 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者に対する軽自動車税の減免) 第72条 市長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができ<u>る</u>。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者が年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）

改正案	現 行
で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） (2) 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>この項</u>において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下<u>この項</u>において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下<u>この項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下<u>この項</u>において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする	る者が所有する軽自動車等を含む。） で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、市長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。） (2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>本項</u>において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下<u>本項</u>において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下<u>本項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下<u>本項</u>において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要

改正案	現 行
理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第73条 略 2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者等は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。 3～5 略 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課	とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>第71条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第73条 略 2 法第443条若しくは第64条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者等は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。 3～5 略 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>

改正案	現 行
<u>されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</u> 7 略 <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第18条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第18条の3 市長は、当分の間、第65条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第18条の4 第65条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第18条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特</u>	<u>が課されないこととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</u> 7 略

改正案	現 行																																							
例) 第18条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table> 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第19条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>第2号ア(ウ) a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>第2号ア(ウ) b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	（軽自動車税の税率の特例） 第19条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第1号	100分の1	100分の0.5																																						
第2号	100分の2	100分の1																																						
第3号	100分の3	100分の2																																						
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																																						
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																																						
	10,800円	12,900円																																						
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																																						
	5,000円	6,000円																																						
第2号ア	3,900円	4,600円																																						
	6,900円	8,200円																																						
	10,800円	12,900円																																						
	3,800円	4,500円																																						
	5,000円	6,000円																																						

改正案	現 行											
	31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア	3,900円		1,000円									
	6,900円		1,800円									
	10,800円		2,700円									
	3,800円		1,000円									
	5,000円	1,300円										
	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア	3,900円		2,000円									
	6,900円		3,500円									
	10,800円		5,400円									
	3,800円		1,900円									
	5,000円	2,500円										
	4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="3">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円				
第2号ア	3,900円		3,000円									
	6,900円		5,200円									
	10,800円	8,100円										

改正案	現 行		
		3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円

第3条による改正（大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第27号））

改正案			現 行		
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による 車両番号の指定を受けた三輪以上の軽 自動車に対して課する軽自動車税の種別 割に係る大垣市税条例第66条及び附則第 19条の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。			第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による 車両番号の指定を受けた三輪以上の軽 自動車に対して課する軽自動車税に係る 新条例第66条及び新条例附則第19条の規 定の適用については、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。		
第66条第2号 ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第66条 第2号ア	3,900円	3,100円
第66条第2号 ア(ウ) a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第66条第2号 ア(ウ) b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第19条	第66条	大垣市税条例 等の一部を改 正する条例 (平成26年条 例第27号。以 下この条にお いて「平成26 年改正条例」 という。)附則 第5条の規定 により読み替 えて適用され	新条例附則第 19条の表以外 の部分	第66条	大垣市税条例 等の一部を改 正する条例 (平成26年条 例第27号。以 下この条にお いて「平成26 年改正条例」 という。)附則 第5条の規定 により読み替 えて適用され る第66条
			新条例附則第 19条の表第66 ア	第66条第2号	平成26年改正 条例附則第5

改正案			現 行		
		る第66条	条第2号アの		条の規定によ
附則第19条の	第2号ア(イ)	平成26年改正	項		り読み替えて
表第2号ア		条例附則第5			適用される第
(イ)の項		条の規定によ			66条第2号ア
		り読み替えて		3,900円	3,100円
		適用される第		6,900円	5,500円
		66条第2号ア		10,800円	7,200円
		(イ)		3,800円	3,000円
	3,900円	3,100円		5,000円	4,000円
附則第19条の	第2号ア(ウ)	平成26年改正			
表第2号ア	a	条例附則第5			
(ウ) a の項		条の規定によ			
		り読み替えて			
		適用される第			
		66条第2号ア			
		(ウ) a			
	6,900円	5,500円			
	10,800円	7,200円			
附則第19条の	第2号ア(ウ)	平成26年改正			
表第2号ア	b	条例附則第5			
(ウ) b の項		条の規定によ			
		り読み替えて			
		適用される第			
		66条第2号ア			
		(ウ) b			
	3,800円	3,000円			
	5,000円	4,000円			

第4条による改正（大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号））

改正案			現 行		
(市たばこ税に関する経過措置)			(市たばこ税に関する経過措置)		
第5条 略			第5条 略		
2～7 略			2～7 略		
略			略		
第12条第3号	第65条の7第1項の申告書、 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第12条第3号	第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略			略		
8～14 略			8～14 略		